

水産物輸出加速化連携推進事業実施要領

〔 制定 6 水漁第 1 3 3 6 号- 1 〕
〔 令 和 6 年 1 2 月 1 7 日 〕
〔 水 産 庁 長 官 通 知 〕

第 1 通則

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付等要綱（令和 4 年 1 2 月 2 日付け 4 輸国第 3 8 5 9 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表 1 事業の種類の欄中 2（1）水産物輸出加速化連携推進事業（以下「本事業」という。）の実施については、この要領に定めるところによる。

第 2 補助事業者等

（1）補助事業者

本事業の補助事業者は、事業を適切に実施できる民間団体等として公募により選定された者とし、全国を対象に本事業を一体的に実施及び調整するものとする。なお、補助事業者は、交付等要綱第 6 により、事業を実施しようとするときは、別記様式第 1 号によりその事業年度の事業実施計画を作成し、水産庁長官に提出するものとする。これを変更するときも同様とする。

（2）事業の内容等

ア 補助事業者による取組等

（ア）審査委員会等運営

補助事業者は、水産物輸出の課題解決に取り組む協議会（以下「輸出加速化連携協議会」という。）の運営を助言するとともに、輸出加速化連携協議会による課題解決に向けた計画（以下「輸出加速化計画」という。）の公募を実施し、（5）のアの（エ）に定める外部の有識者による審査委員会による輸出加速化計画の審査・認定等の取組を行う。

（イ）輸出加速化連携協議会に関する要件等

輸出加速化連携協議会は、a から d までに掲げる要件の全てを満たすものとし、同協議会構成員は、e から i までに掲げる要件の全てを満たすものとする。

a 課題解決に取り組もうとする以下の（a）から（c）の参加を必須とし、（a）から（e）により構成するものであること。

（a）生産段階事業者（漁業者、養殖業者）又はこれらの者が構成する団体

（b）加工・流通段階事業者（水産加工、倉庫・保管、卸売・仲卸、物流等の業を営む事業者）又はこれらの者が構成する団体

- (c) 輸出段階事業者（水産物輸出の業を営む事業者）又はこれらの者が構成する団体
- (d) 地方公共団体その他行政・研究機関
- (e) その他民間事業者等（情報通信事業者、機器製造メーカー等）
- b 代表機関及び主たる事務所の定めがあること。
- c 輸出加速化連携協議会規約、組織規程、経理規程等の組織運営に関する定めがあること。
- d 代表機関は、各種事務に対応し、他の構成員等と協議・連携し、輸出加速化連携協議会の管理運営を行うとともに、事業終了後も成果報告及び必要な対応を行う能力を有すること。
- e 取組を行う意思を有し、本事業を的確に実施できる能力を有する者又は団体であること。
- f 本事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者又は団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書・収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えているものであること。
- g 日本国内に所在し、本事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる者又は団体であること。
- h 本事業により得られた成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めていること。
- i 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

(ウ) 補助対象経費及び補助率等

事業実施主体が実施する取組について、補助の対象となる経費及び補助率は以下のとおりとする。

補助対象経費	補助率
輸出加速化連携協議会の募集、外部審査、助成金交付事務その他事業の管理運営並びに取組についての事例分析、評価、事例集の作成及び成果の普及等に要する経費	定額

イ 輸出加速化連携協議会による取組等

(ア) 対象となる取組メニュー

輸出加速化連携協議会が実施する以下の取組を実行するために必要な

経費を支援する。

ア 新市場開拓・多角化実証支援

既存輸出先に加え、新たに非日系市場や第三国への輸出拡大にチャレンジする取組。

イ 供給力拡大・革新的鮮度保持技術実証支援

輸出に至るまでの輸送能力低下による鮮度低下、活魚致死率低下等の課題解決を図りつつ輸出拡大にチャレンジする取組。

ウ 水産物輸出規制等対応実証支援

生産から輸出までの流通情報管理や加工体制整備により、輸出先国等の規制や調達基準に対応しうる輸出体制の構築による輸出拡大の取組。

エ 新規参入実証支援

現地ニーズを独自に調査し、競合を避けつつ小ロットから段階的に新規輸出にチャレンジする取組。

(イ) 助成対象経費及び助成率

輸出加速化連携協議会が実施する取組について、助成の対象となる経費は以下のとおりとする。

ア 輸出バリューチェーン改善検討事業

補助対象経費	補助率
輸出加速化連携協議会による連携体制を構築するとともに事業計画内容の検討・調査に要する経費	定額
事業計画のコンサルティングに要する経費	定額

イ 輸出バリューチェーン改善システム等導入事業

補助対象経費	補助率
販売等電子システム導入に要する経費	1 / 2 以内
水産物の加工のために必要な機器、資材（水産物の処理・加工機器、冷凍・冷蔵・貯蔵機器、衛生管理機器、包装用機器等）の購入費	1 / 2 以内
水産物の集出荷・貯蔵・販売等に必要な機器、資材（水産物の選別機器、冷凍・冷蔵機器、検査機器、衛生管理機器、集出荷用機器、集出荷用資材、販促資材、鮮度保持容器等）の購入費	1 / 2 以内
その他水産庁長官が必要と認めた経費	1 / 2 以内

ウ 輸出バリューチェーン改善実証事業

補助対象経費	助成率
--------	-----

市場調査・商談等に要する経費	1 / 2 以内
プロモーション資材等の作成に要する経費	1 / 2 以内
研修等の知識・技術の取得に要する経費	1 / 2 以内
保管経費（水産物の冷蔵庫等での保管料）	1 / 2 以内
入出庫料（冷蔵庫等の入出庫料等）	1 / 2 以内
加工経費（新商品開発・試作に要する経費）	1 / 2 以内
原材料等費（試作に要する経費）	1 / 2 以内
運送経費等の物流構造の改善を図る取組に要する経費	1 / 2 以内
その他水産庁長官が必要と認めた経費	1 / 2 以内

（ウ）事業実施に関する要件等

- ア 本事業による支援終了後も本事業による支援の対象とする取組が持続的に継続することが見込まれること。
- イ 輸出加速化連携協議会構成員に「中小企業基本法」（昭和 38 年法律第 154 号）に定める小規模企業者に該当する水産加工業者が含まれる場合は、審査において考慮するものとする。
- ウ 輸出加速化連携協議会構成員に直近 1 年間に於いて発生した自然災害による被害を受け、その被害内容の証明を市町村長から受けた水産加工業者が含まれる場合は、審査において考慮するものとする。
- エ 本事業を実施しようとする輸出加速化連携協議会構成員が、課題提案書の提出日の直近 1 年間に於いて法令の違反に係る刑事又は行政処分を受けていないこと。

（3）補助対象とならない経費

以下の経費は申請できないものとする。

- ア 国等の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費
- イ 自力により現に実施し、又は既に完了している取組に係る経費
- ウ 事業の実施期間中に発生した事故又は災害のための経費
- エ 施設整備、用地取得、借地料、補償のための経費

（4）事業の成果目標

輸出加速化連携協議会は、事業実施年度を含めた 3 年度後までの各年度における、水産物輸出額・輸出数量及び協議会構成員のうち加工・流通段階事業者における労働生産性（営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数に一人当たり年間就業時間を乗じたもの）で

除したもの)の向上等、効果の検証が可能な成果目標を設定するものとする。

(5) 助成金交付手続

ア 事業計画の募集、審査・認定等

(ア) 補助事業者は、事業の交付決定通知を受領後、水産庁と協議の上速やかに水産物輸出加速化連携推進事業助成要領（以下「助成要領」という。）を作成するものとする。

(イ) 補助事業者は、助成要領に基づいて募集要領を定め、Web サイトへの掲載等により、輸出加速化連携協議会及び水産物輸出加速化連携推進事業課題提案書（以下「課題提案書」という。）を募集するものとする。

(ウ) 輸出加速化連携協議会は、募集要領に基づく課題提案書を作成し、みどりの食料システム戦略を踏まえた環境負荷低減の取組に係るチェックシートに準じた内容の確認書を添付して、補助事業者に提出するものとする。

(エ) 補助事業者は、生産、加工、流通、輸出、企業経営等の分野における学識経験者、専門家等の外部の有識者からなる審査委員会を設置し、提出された課題提案書について審査を行い、審査結果を別記様式第2号により水産庁長官へ提出し、その承認を得た上で、認定結果について、課題提案書を提出した輸出加速化連携協議会に通知するものとする。

イ 計画書の提出等

(ア) 認定の通知を受けた輸出加速化連携協議会は、その旨の通知を受領後速やかに助成要領に基づく計画書を補助事業者へ提出し、その承認を得るものとする。また、これを変更するときも同様とする。ただし、事業費の3割以上の増減を伴わない軽微な変更については、事前に水産庁と変更内容を協議の上、変更した計画書を補助事業者へ届け出るものとする。

(イ) 補助事業者から計画書の承認を受けた輸出加速化連携協議会は、補助事業者へ助成金の交付申請を行い、補助事業者は、適当と認める場合には、助成金の交付決定を行い、その旨を通知するものとする。

ウ 事業の実績報告及び助成金の精算払

(ア) 交付決定の通知を受けた輸出加速化連携協議会は、事業完了後遅滞なく、助成要領に定める様式により実績報告書を作成し、補助事業者に提出するとともに、助成要領に定める精算払請求書により、助成金の交付を申請するものとする。

(イ) 補助事業者は、実績報告書の内容を審査し、適正と認めた場合は、助成金の額を確定し、輸出加速化連携協議会に対して助成金を支払うものとする。

エ 事業の成果報告等

(ア) 補助事業者は、承認された計画書において設定された成果目標等の達成状況について、事業実施年度を含めた３年度後までの各年度末における達成状況を、翌年度の５月末までに水産庁長官に報告するものとし、必要な場合は現地調査を実施し、その結果を水産庁に報告するものとする。

(イ) 次に該当する場合は、補助事業者は、輸出加速化連携協議会の代表機関に対して助成した国庫補助金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

- a 適切に取組が継続されていないと補助事業者が判断した場合
- b 虚偽の報告等を行った場合
- c 補助事業者による調査に対して輸出加速化連携協議会構成員からの協力が得られない場合

(ウ) 輸出加速化連携協議会は、水産庁が事業の成果等の普及を目的としてこれを使用しようとする場合には、資料提供等の必要な協力に努めるものとする。

オ 取得財産の管理運営

本事業により取得した機器等については、輸出加速化連携協議会の代表機関及び当該機器等の所有者は、補助事業者による指導監督の下、財産管理台帳及び管理運営規程を作成するほか、その他必要に応じ、関係書類を整備保管すること等により、適切な管理運営を図るものとする。

カ 知的財産権の帰属等

(ア) 本事業を実施することにより、特許権、実用新案権、意匠権、育成者権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された知的財産（以下「知的財産権」という。）を取得した場合、その知的財産権は、当該知的財産権を取得した輸出加速化連携協議会の構成員に帰属するものとし、代表機関には帰属しないものとする。ただし、輸出加速化連携協議会において別の定めをした場合にはこの限りではない。

(イ) また、本事業の一部を輸出加速化連携協議会から受託する団体も含め、以下の a から d までに示す条件を守ることとする。

- a 本事業により成果が得られ、知的財産権の出願及び取得を行った場合、又は実施権を設定した場合には、その都度遅滞なく、補助事業者に報告すること。
- b 水産庁又は補助事業者が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該知的財産権を利用する権利を求めた場合には、無償で、当該権利を国に許諾すること。
- c 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、水産庁又は補助事業者が知的財産権の活用

を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該知的財産権を利用する権利を求めた場合には、当該権利を第三者に許諾すること。

- d 本事業実施期間中及び本事業終了後 5 年間に於いて、輸出加速化連携協議会及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である知的財産権について、水産庁以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾する場合に於いて、事前に水産庁と協議して承諾を得ること。

(ウ) (ア) の知的財産権を取得した輸出加速化連携協議会構成員は、本事業実施期間中及び本事業終了後 5 年間に於いて、収益の有無にかかわらず、毎年度、知的財産権の譲渡、実施権の設定等に伴う収益の状況を補助事業者に報告するものとする。

(エ) 補助事業者は、本事業実施期間中及び本事業終了後 5 年間に於いて、知的財産権の譲渡、実施権の設定等により相当の収益を得たと認められる場合には、輸出加速化連携協議会の構成員に対して、次の算式によって得られた金額を納付させるものとする。ただし、この納付金は、本事業に係る助成金額を限度とする。

$E = (A - B) \times \frac{D}{C}$	
A：収入総額（消費税相当額を除く。） B：支出総額（消費税相当額を除く。） C：補助事業に要した経費 D：本事業に係る国庫補助金 E：納付すべき収益額	

(6) 事業の委託

補助事業者は、本事業を円滑に実施するために必要がある場合には、本事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

補助事業者は、事業の委託を行う場合には、あらかじめ水産庁と協議するものとする。

(7) その他

この通知に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、水産庁と協議して決定するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和 6 年 12 月 17 日から施行する。
- 2 水産物輸出拡大連携推進事業実施要領（令和 3 年 12 月 24 日付け 3 水漁

第 1312 号水産庁長官通知。以下「旧要領」という。）は廃止する。ただし、この通知の施行前に旧要領の規定により行うこととされている令和 5 年度以前の予算に係る事業については、なお、従前の例による。

別記様式第1号

〇〇年度水産物輸出加速化連携推進事業実施計画（変更）承認申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

〇〇年度水産物輸出加速化連携推進事業について、下記のとおり事業実施計画を作成したので、水産物輸出加速化連携推進事業実施要領（令和6年12月17日付け6水漁第1336号-1水産庁長官通知）第2の（1）の規定に基づき、届け出ます。

記

区 分	補助事業に要する経費	負担区分		備 考
		国庫補助金	自己負担金	
	円	円	円	
合 計				

（注）備考欄には、「積算基礎のとおり」と記載し、積算基礎を添付すること。

第1 事業（変更）の目的

第2 事業（変更）の内容

第3 添付書類

- （注）1 「水産物輸出加速化連携推進事業に係る課題提案書」の写しを添付すること。
- 2 添付資料として、別添「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（以下「チェックシート」という。）」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックしたものを添付すること。
- なお、チェックシートは、「漁業経営体向け」「民間事業者・自治体等向け」のうち該当するもののみ添付すること。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (漁業経営体向け)

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※藻場の維持管理等のための施肥を行う場合 (該当しない □) 肥料の適正な保管	☐
②	☐	※藻場の維持管理等のための施肥を行う場合 (該当しない □) 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
③	☐	※養殖を行う場合 (該当しない □) 水産用医薬品の適正な使用	☐
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
④	☐	漁船・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
⑤	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐
	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑧	☐	※養殖を行う場合 (該当しない □) 生餌給餌から配合飼料への転換もしくは給餌効率の向上等による給餌量削減を検討	☐
	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨	☐	※資源管理協定を締結している場合 (該当しない □) 資源管理協定の遵守	☐
⑩	☐	※養殖を行う場合 (該当しない □) 人工種苗生産技術が確立した魚種について、人工種苗使用を検討	☐
⑪	☐	※漁場改善計画を策定している場合 (該当しない □) 漁場改善計画の遵守	☐
	申請時 (します)	(7) 環境関連法令の遵守等	報告時 (しました)
⑫	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑬	☐	関係法令の遵守	☐
⑭	☐	漁船等の装置・機材の適切な整備と管理の実施に努める	☐
⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

(注) ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、該当項目の申請時のチェックは不要です。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート
(民間事業者・自治体等向け)

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※農産物の調達を行う場合(該当しない□) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	☐
	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
②	☐	※農産物の調達を行う場合(該当しない□) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討(再掲)	☐
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと (照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等)を検討	☐
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐
	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	☐	※肥料・飼料等の製造を行う場合(該当しない□) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑧	☐	資源の再利用を検討	☐
	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合(該当しない□) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑩	☐	※特定事業場である場合(該当しない□) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐
	申請時 (します)	(7) 環境関連法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	☐	関係法令の遵守	☐
⑬	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
⑭	☐	※機械等を扱う事業者である場合(該当しない□) 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

(注) ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、該当項目の申請時のチェックは不要です。

水産物輸出加速化連携推進事業の審査結果の承認申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

年 月 日の審査委員会の審査の結果について、水産物輸出加速化連携推進事業実施要領（令和6年12月17日付け6水漁第1336号-1水産庁長官通知）第2の（5）のアの（エ）の規定に基づき、承認を申請します。

（注）審査委員会の審査結果、応募者から提出された課題提案書を添付すること。